
「総務委員会規則」の一部改正について

日証協 平 20 . 10 . 6

本協会が事業主体となるシステムの効率性及び有効性を確保し、システム全体の最適化を図ることを目的に、財務分科会においてシステムの審議を行うこととするため、「総務委員会規則」の一部改正を行うこととした。

本改正は、平成 20 年 10 月 6 日から施行する。

本改正の趣旨・骨子及び新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

「総務委員会規則」の一部改正について

平成 20 年 10 月 6 日

日 本 証 券 業 協 会

1．改正の趣旨

本協会が事業主体となるシステムについては、従来から自主規制、証券戦略及び総括管理の各担当部門において、個別にシステムの計画立案、構築及び運用を進めてきた。

個別の事案ごとにシステム化を進めることは、各システムに装備する同一の機能をそれぞれに構築するという非効率やコスト増を生み、システム全体の最適化の妨げになる。

そこで、システム化の要否の検討を含め、システムの効率性及び有効性を確保し、システム全体の最適化を図ることを目的に、財務分科会においてシステムの審査を行うこととするため、「総務委員会規則」の一部改正を行うこととする。

2．改正の骨子

- (1) 財務分科会における審議事項に、本協会が事業主体となるシステムに係る計画、効率性及び有効性の審査に関する事項を追加する。(第 12 条第 2 項 3 号)
- (2) 財務分科会は、本協会が事業主体となるシステムの審査について、財務分科会の委員が属する会社の最高情報責任者又は情報システム部門に属する役員若しくは従業員から、書面により又は出席を求め、その意見を聞くことができることとする。(第 12 条第 3 項)

3．施行の時期

この改正は、平成 20 年 10 月 6 日から施行する。

以 上

「総務委員会規則」の一部改正について

平成 20 年 10 月 6 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 3 章 財務分科会 (財務分科会) 第 12 条 財務分科会は、総務委員会の委員、 会員代表者、特別会員代表者、会員の役員 若しくは従業員(会員支配会社の役員又は 従業員を含む。) 特別会員の役員若しくは 従業員又は学識経験者のうちから選任す る委員 11 人以内で構成する。 2 財務分科会は、次の各号に掲げる事項に ついて、総務委員会委員長の諮問に応じ又 は総務委員会委員長に意見を述べること ができる。 1 本協会の予算編成方針の審査に関する 事項 2 本協会の決算報告の審査に関する事項 <u>3 本協会が事業主体となるシステムに係 る計画、効率性及び有効性の審査に関す る事項</u> <u>3 財務分科会は、前項第 3 号の審査におい て、財務分科会の委員が属する会社の最高 情報責任者又は情報システム部門に属す る役員若しくは従業員から、書面により又 は出席を求め、その意見を聞くことができ る。</u> 付 則 この改正は、平成 20 年 10 月 6 日から施行 する。	第 3 章 財務分科会 (財務分科会) 第 12 条 財務分科会は、総務委員会の委員、 会員代表者、特別会員代表者、会員の役員 若しくは従業員(会員支配会社の役員又は 従業員を含む。) 特別会員の役員若しくは 従業員又は学識経験者のうちから選任す る委員 11 人以内で構成する。 2 財務分科会は、次の各号に掲げる事項に ついて、総務委員会委員長の諮問に応じ又 は総務委員会委員長に意見を述べること ができる。 1 本協会の予算編成方針の審査に関する 事項 2 本協会の決算報告の審査に関する事項 (新 設) (新 設)